

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

新宮市

1. 促進計画の区域

別紙図面に記載のとおりとする。

2. 促進計画の目標

① 熊野川町 地域

(1) 現 況

本地域は、熊野川支流の赤木川沿いの中山間地域に水稻・野菜等による経営が行われている。人口の減少が懸念される中で、農地の有効利用、担い手の確保を図ることが必要となっている。

(2) 目 標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮・推進を図ることとする。

② 高田 地域

(1) 現 況

本地域は、市街地からわずか数kmと近い箇所にあるが、周囲を山に囲まれ隔絶した、いかにも山里らしい中山間地域に水稻・野菜等による経営が行われている。人口の減少が懸念される中で、農地の有効利用、担い手の確保を図ることが必要となっている。

(2) 目 標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、平地地域との生産条件の較差の補正を図ることとする。

3. 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
熊野川町 地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
高田 地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4. 法第6条第2項第1項の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5. その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

①第1号：

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態に応じた指導・助言等の支援を行う事が必要であり、このため、都道府県、市町村、農業者団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、農業者団体等が中心となり地域の実情を踏まえ優良な営農を維持するために新宮市も推進体制に参画し、適正な支援ならびに制度の効果的な実施に努めるものとする。

なお、新宮市内には、適切に農地の維持管理が行われていても、何らかの事由で農用地区域から除外されている白地農地が存在している。これらは隣接した青地農地や、市内の農用地区域と同様に耕作等が行われている。このことから白地農地であっても、適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区域においては、白地農地であっても対象農地とする。

②第2号：

1 法第3条第3項第2号に掲げる対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農地については、次のアの指定の指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団体の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべての田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域法（市内全体）半島振興法（市内全域）

イ 対象農地

勾配が田 1 / 20 以上、畑 15 度以上である急傾斜農地とする。

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄地率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄地率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

特段の共通事項は定めない。

3 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行うものとする。

(1) 耕作、農用地管理等を行うものを対象とする。農用地の所有者と作業の受託者が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要があれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が和歌山県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払の対象としない。（一団

体の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象としない。) ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

- (3) 認定農業者に準ずる者とは、その集落の農業において中核的な担い手であり、且つ意欲があると認められる農業者とする。

4 その他

この農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画に関して、記載外の事項については、和歌山県へ意見等の照会を行ったうえで、農業者団体と協議して解決する。